

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

備前市は古くから漁業や海運業、耐火物製造業を中心に栄えてきたまちであり、現在も耐火物の生産量は全国生産量の3割強を占めている。この耐火物製造業を中心に精密機械、化学、医薬、鉄鋼など多様な業種が進出している岡山県東南端の玄関口である。

また、本市は伝統的工芸・産業品として日本遺産にも認定された「備前焼」を有する焼き物のまちである。

総面積の7割以上を山林が占める本市の人口は、現在約3万3千人で毎年約1%減少しており、今後も少子高齢化が加速的に進むことが予想され、平成26年には市内全域が過疎地域に指定される。若者の地元離れや企業の撤退など課題が山積みしているが、地域資源を最大限活用し地域の自給率を高めるとともに、住民福祉の向上、雇用の拡大、地域格差の是正が今後の急務である。

本市の産業付加価値額として、3次産業が全体の約65%、2次産業が約35%を占め、2・3次産業が地域経済の生産面を支えている。なかでも市内の中小企業数は減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。現状を放置すると長い歴史を経て形成された市内の産業基盤が失われかねない状況であり、このような中、独自の取り組みとして市内事業者に対して事業所増設に係る奨励や製造業への水道料金補助など各種補助事業や過疎地域自立促進特別措置法による固定資産税の優遇措置など講じてきたが、引き続き市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

#### (2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、岡山県東南部の産業拠点都市として更に経済発展していくことを目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に80件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

備前市の産業は、農林水産業、製造業、物流業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が備前市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現

する必要がある。したがって、多様な産業の様々な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

備前市の産業は、臨港地区や山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、備前市内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

備前市の産業は、農林水産業、製造業、物流業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が備前市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネ・再エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携、また、ウィズコロナ・ポストコロナの新しい社会に期待される取組みとしては、デジタルを活用した新たなビジネスモデルへの転換や、企業経営におけるデジタル・トランスフォーメーションの加速化、さらには経済の再興に向けたサプライチェーンの強靱化、経営資源の引継ぎ等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

### 備考

変更後の導入促進基本計画の効力は、変更計画の同意を得た日からとし、認定については、先端設備等導入計画の申請時点における導入促進基本計画とする。